



番 号  
平成 25 年 5 月 15 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 殿

団体種別 社会福祉法人 三篠会  
団体名称 重症児・者福祉医療施設 鈴が峰  
代表者 職名 理事長

氏名 酒井 亮介



印

平成 25 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業実施計画書 (別紙 2)
- 所要額内訳書 (別紙 3)
- 事業実施スケジュール表 (別紙 4)

(2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿 (別紙 5)
- 団体の概況書 (別紙 6)
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 団体の経理状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 平成 24 年度収入支出予算(見込)書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録)、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 731-5122  
 住所 広島県広島市佐伯区五日市町皆賀 104-27  
 所属 重症児・者福祉医療施設 鈴が峰  
 氏名 [Redacted]  
 TEL [Redacted]  
 FAX [Redacted]  
 E-mail [Redacted]

## 重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	社会福祉法人 三篠会
施設名	重症児・者福祉医療施設 鈴が峰
所在地	広島県広島市佐伯区五日市町皆賀104-27
事業担当者	██████████ ※職名も必ず記載すること
連絡先	██████████
メールアドレス	██████████

国庫補助所要額	4,800千円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	平成25年 7月 1日 から 平成26年 3月31日
事業の目的	<p>広島市に在住する重症心身障害児(者)(以下重症児者という)とその家族が、安心して地域で生活するために、広島市と協働して、重症児者とその家族に対して、医療、保健、障害福祉サービス等に関するニーズ及び実態調査を行い、必要な支援体制を構築するための基礎データを作成する。</p> <p>また、乳幼児期からの早期介入と特に高度な医療的ケアが必要な超重症児者等の地域における支援体制を確立するため、医療機関等と連携し、医療ケアと福祉サービスを組み合わせたチームアプローチを構築するとともに相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成を促進させ、個々に応じた相談支援体制を充実させることを目的とする。</p>
重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題	<p>広島市は人口約118万人の政令指定都市である。市内唯一の重症児・者施設である「鈴が峰」(100名定員)は、NICUや中核病院の小児科と連携し、在宅移行が困難な人工呼吸器管理等を要する超重症児者を受け入れ、医療・療育を担う役割として機能してきた。近年の救命医療や医療技術の進歩と同時に高度な医療的ケアを必要とする超重症児者数は確実に増加していると考えられるが、県内全体の重症児者施設等における受け入れベッド数は限られ、在宅移行が困難な場合は、病院に長期入院をしているケースも存在する。在宅移行が困難な要因として、医療的ケアを主として家族が担うという身体的、精神的な不安は当然であるが、それに対する支援体制が未整備であり、地域で生活するイメージができないことが考えられる。現実的に、在宅の福祉サービスである短期入所や日中活動の場は、医療的ケアが必要なために受け入れが困難としている事業所が多く、医療的ケアが必要な超重症児者等が利用できる障害福祉サービスは限られている現状がある。</p>

<p>重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題</p>	<p>高度な医療的ケアを必要とする超重症児者等の地域生活を支援していくために、短期入所等の障害福祉サービスについて、利用者が必要な時に活用できる体制を整備する取り組みに加え、福祉サービスだけではカバーできない医療との連携も必要不可欠である。超重症児者等の多くが、医学的な管理や服薬等の関係で定期的に医療機関を受診しているが、市内の中核病院まで出向いているケースが多い。より身近な地域の中で医療を受けることの可能性を模索するとともに、医療と福祉サービスが地域生活の中で連携し、融合し、発展して地域の超重症児者を支えていくシステムを構築していくために、超重症児者の生活実態を明らかにし、家族等の真のニーズを把握することが必要となる。</p> <p>また、従来、家族等が自ら必要な情報を収集し、選別し、必要なサービスを受けることが主であったが、相談支援事業の展開により、専門員による個々に応じたケアマネジメントの実施が浸透しつつある。一方で、病状や医療的ケアの必要性から、外出が困難な状況や日中活動の場が限られている事情から、生活の大半を在宅で過ごしているため、孤立している家庭が多く存在すると予測される。従って、在宅で生活する重症児者においては、アウトリーチ型の支援が必要不可欠であり、重症児者やその家族が、問題を抱え込むことなく、専門員等が中心となって、支援体制を構築していくことが期待される。</p>
<p>事業内容及び手法</p> <p>①協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割</p>	<p>※ それぞれの項目について、地域課題と解決のための取組（予定）をセットにして具体的に記入すること</p> <p>施設相談員を兼任でコーディネーターとして位置づけ、コーディネーター補助員として非常勤職員を1名配置（月～金曜日週35時間勤務）し、以下の役割を担う。</p> <p>ア 「重症児者地域生活支援協議会」の設置</p> <p>平成25年9月より、3カ月に1回、年度内に計3回開催する。コーディネーター及び補助員は、協議会の招集、開催、進行、議事を担当する。協議会は以下のメンバーで構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者または家族</li> <li>・ 協力医療機関担当者</li> <li>・ 訪問診療を実施している地域の開業医</li> <li>・ 中核病院地域連携室</li> <li>・ 訪問看護ステーション担当者</li> <li>・ 訪問介護事業所担当者</li> <li>・ 相談支援事業所（相談支援専門員）</li> <li>・ 行政担当者（広島市）</li> <li>・ 特別支援学校</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 民生委員</li> <li>・ コーディネーター 等</li> </ul>

協議会においては、特に地域で生活する医療的ケアが必要な超重症児者の支援体制の在り方を協議し、提言としてまとめることを目的とする。各病院における地域移行の具体例や、訪問診療、訪問看護等のケース事例をもとに、現在の社会資源の共有と評価を行い、当事者や家族のニーズに応じた必要な支援体制に対する地域課題を整理する。また、制度が異なるために、縦割りで対応してきた医療制度と障害福祉サービスの行政施策の中で、横の連携を強化し、総合的なサービスとして利用者に提供できるシステム構築の可能性を検討する。

#### イ 自立支援協議会地域部会への参加

市内 8 つの行政区で開催されている自立支援協議会地域部会へ参加し、関係機関とのネットワークを強化するとともに、地域生活モデル事業の目的を周知し、地域における重症児者のサービス等利用計画作成の推進を広く呼びかける。

#### ウ ニーズ・実態調査の実施、整理

地域で生活する重症児者のサービス利用状況、ニーズ、生活実態を明らかにするために、郵送による調査を行う。対象者は、鈴が峰に短期入所、通所登録をしている約 200 名を中心に、特別支援学校や各事業所等にも協力を依頼する。調査結果は、広島市における重症児者の実態として整理・分析し、広島市との共有を図りながら、基礎データを作成する。

#### エ サービス等利用計画作成推進のコーディネート

コーディネーター及び補助員は、地域で生活する重症児者と地域の相談支援事業所をつなぐパイプ役として、支援計画作成を推進するとともに、必要に応じて、各相談支援事業所の相談役としての機能を担う。

### ②重症児者や家族に対する支援

#### ア 介護者教室の開催

地域で生活する重症児者の介護者、または、これから地域移行を考えている家族等を対象として、重症児者の介護者教室を開催する。不安なく地域で生活するために、社会資源及び情報、サービスの利用方法を周知するとともに、医療ケアや介護方法等について実践を通して習得してもらう。また、当事者同士の交流の場を設ける。介護者が受講中は、必要に応じて施設で重症児者を預かり、安心して受講できる体制も整える。

以下の内容で、年 2 回実施する。

(1 回あたり 5 名程度、10:00~15:00)

- i) 地域の福祉制度、社会資源、サービス等利用計画について
- ii) 医療ケアについて
- iii) 介護食（ソフト食）の調理方法について（実習付）
- iv) 摂食指導、リハビリ指導（実習付）
- v) 介護者が安楽な介護方法（実習付）
- vi) 意見交換、当事者交流

	<p><u>イ 巡回療育相談支援の実施</u>  希望に応じて、外出が困難な重症児者の家庭に出向き、専門職（看護職員、リハビリ職員、ケースワーカー）による、巡回療育相談支援を実施する。なお、ニーズ・実態調査と合わせて、巡回相談希望の有無を確認する。</p> <p><u>ウ サービス等利用計画作成の促進</u>  相談支援事業所による計画作成を促進させ、重症児者の家庭に寄り添える相談支援体制を整備し、個別支援を充実させる。</p> <p><u>エ 広報誌の発行</u>  鈴が峰の短期入所、通所登録者（約200名）等に対して情報発信を行うため、サービス利用や在宅生活に有効な情報を整理し、広報誌として年4回発行する。</p>
<p>③地域における支援機能の向上</p>	<p><u>ア 事業者教室の開催</u>  地域のサービス事業者（訪問看護事業所、訪問介護事業所、相談支援事業所等）が不安なく重症児者の対応ができ、かつ、重症児者に対応できる事業所数を増やすことを目的に、事業者教室を以下の内容で年2回実施する。  （1回あたり10名程度 10：00～15：00）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 重症心身障害児者の概念</li> <li>ii) 医療ケアについて（呼吸器、気管切開、経管栄養、吸引等）</li> <li>iii) 身体介護の方法、ポジショニングについて</li> <li>iv) 療育支援、外出支援について</li> <li>v) 家族支援について</li> <li>vi) 意見交換、事業者交流</li> </ul> <p><u>イ 当事者（家族）による講演会（研修会）の開催</u>  地域で様々なサービスや支援体制を活用しながら、その人らしい生活を送っている重症児者の家族を講師として招き、地域の相談支援事業所やサービス事業者、家族等を対象とした研修会を開催する。</p>
<p>④地域住民に対する啓発</p>	<p><u>ア 啓発研修会の開催</u>  重症心身障害児者を地域住民に幅広く知ってもらうために啓発研修会を開催する。地域の民生委員を窓口研修会の案内を配布し、「鈴が峰」の施設見学と合わせて、重症心身障害児者の概念、身体状況、生活実態等を伝達講習し、重症心身障害児者を知ってもらうことを目的とする。</p>

	<p><u>イ インフォーマルな支援体制への協力依頼</u></p> <p>サービス等利用計画の促進を図る中で、医療や障害福祉サービスだけでなく、地域のインフォーマルな見守り体制が、重症児者の地域生活を支える一助となる。また、地域の重症児者及びその家族と地域とのつながりも深まることから、家族等の了解を得たうえで、まずは地域の民生委員に対して見守り協力を依頼する。</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>在宅の重症児者の家庭における短期入所の利用ニーズは高いが、実際に受け入れ可能な機関や人数が限られており、利用ニーズの対応が困難となっている。このため、地域の各中小規模の医療機関や老健等の療養介護事業所等での受け入れの可否を調査し、受け入れ機関の拡大とともに、緊急時の利用ニーズに対する受け入れ体制のネットワーク化（どこかで受け入れができるシステムづくり）の可能性を探る。</p>

## 重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

## 1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
4,938,404円	138,404円	4,800,000円	4,800千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

## 2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
報 酬	1,683,000	・非常勤職員1名（雇用期間H25.7.1～H26.3.31） 1,300円×7時間×20日×9ヵ月×1人=1,638,000円 交通費 5,000円/月×9ヵ月=45,000円
賃 金	504,000	・アンケート集計補助員 900円×7時間×40日×2人=504,000円
共済費	229,104	・非常勤職員社会保険料
諸謝金	780,000	・介護者教室 講師謝礼 15,000円×5講座×2回=150,000 ・事業者教室 講師謝礼 15,000円×5講座×2回=150,000 ・当事者講演会 講師謝礼 60,000円（交通費込） ・啓発研修会 講師謝礼 60,000円（交通費込） ・地域生活支援協議会出席謝金 8,000円×15人×3回=360,000円
需用費		
消耗品費	44,700	・コピー用紙 A4用紙 500枚×30冊 23,400円 ・封筒長3 1,000枚 8,500円 ・封筒角2 1500枚 12,800円
印刷製本費	450,000	・パンフレット作製費 200円×1,000部=200,000円 ・報告書製本 500円×500部=250,000円
役務費		
通信運搬費	267,600	・二一ズ・実態調査用（返信含）切手 80円×400枚×2=64,000円 ・広報誌発行 切手 80円×500枚×4回=160,000円 ・啓発研修会・講演会案内送付 切手 80円×500枚=40,000円 ・地域生活支援協議会案内送付 切手 80円×15人×3回=3,600円
会議費	290,000	・介護者教室 参加者お弁当代等 5,000円×5人×2回=50,000円 ・事業者教室 参加者お弁当代等 2,500円×10人×2回=50,000円 ・啓発研修会 200円×200人=40,000円 ・当事者研修会お茶代 200円×300人=60,000円 ・地域生活支援協議会お弁当代等 2,000円×15人×3回=90,000円
使用料及び賃借料	690,000	・地域生活支援協議会会場代 30,000円×3回=90,000円 ・啓発研修会・当事者講演会会場代 300,000円×2回=600,000円
合 計	4,938,404円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
団体の自己資金  寄付金  参加費  その他	円  138,404	施設会計より
合計	138,404円	



事業実施スケジュール表

団体名: 社会福祉法人 三篠会

	平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容					事業者教室(第1回) ニーズ・実態調査の実施 巡回療育相談の実施	第1回地域生活支援協議会 広報誌の発行(第1回)
事業実施内容	啓発研修会 介護者教室(第1回) 調査の整理・分析 巡回療育相談の実施	当事者講演会 広報誌の発行(第2回)	第2回地域生活支援協議会 事業者教室(第2回)	平成26年1月 広報誌の発行(第3回)	2月 介護者教室(第2回)	3月 第3回地域生活支援協議会 広報誌の発行(第4回)

(記入上の留意事項)  
 上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること。

## 役員名簿

団体名            社会福祉法人            三篠会

(1) 理事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■■■■ ■■■■	■	■・■
■	■	■■■■	■	■・■
■	■	■■■ ■■■	■	■・■
■	■	■■■■	■	■・■
■	■	■■■■ ■■■■	■	■・■
■	■	■■■■ ■■■■ ■■■■	■	■・■
				有・無
				有・無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(理事長、会長、代表、理事、取締役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

(2) 監事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■	■・■
■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■	■・■
				有・無
				有・無
				有・無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

## 団体の概況書

団体名	社会福祉法人 三篠会		代表者名	理事長 酒井 亮介
住所	〒739-1301 広島県広島市安佐北区白木町井原 4487番地		代表電話	082-828-7722
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	昭和43年5月20日 〔昭和 年 月 日〕		職員数	2,311人(うち常勤1,501人)
会員数	人	会員資格		
事業内容	<p>(1) 第一種社会福祉事</p> <p>(イ) 養護老人ホームの経営</p> <p>(ロ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(ハ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(ニ) ケアハウスの経営</p> <p>(ホ) 重症児・者福祉医療施設の経営</p> <p>(ヘ) 救護施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 介護老人保健施設の経営</p> <p>(ロ) 老人短期入所事業の経営</p> <p>(ハ) 老人デイサービスセンターの経営</p> <p>(ニ) 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>(ホ) 身体障害者居宅介護等事業の経営</p> <p>(ヘ) 児童居宅介護等事業の経営</p> <p>(ト) 認知症高齢者グループホームの経営</p> <p>(チ) 身障・短期・児童短期入所事業の経営</p> <p>(リ) 障害児通所事業の経営</p> <p>(ヌ) 障害者通所支援事業の経営</p> <p>(ル) 身障デイサービスセンターの経営</p> <p>(ヲ) 相談支援事業の経営</p> <p>(ワ) 就労継続支援事業A型の経営</p> <p>(カ) 就労支援事業B型の経営</p> <p>(ヨ) 保育所の経営他</p> <p>(3) 公益事業</p> <p>(イ) 居宅介護支援事業の経営</p> <p>(ロ) 地域包括支援センターの経営</p> <p>(ハ) 診療所の経営他</p>			

直近過去5年間の実績等  
(活動内容)

法人において、下記の重症児者施設を運営している。

- 1 重症児・者福祉医療施設 鈴が峰 (広島県広島市) H12.4.1 開設  
入所 100 床 (療養介護・医療型障害児入所施設)  
短期入所 10 床  
通所 (生活介護 15 名 児童発達支援事業 5 名)  
特定・障害児相談支援事業
- 2 重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎 (神奈川県) H17.4.1 開設  
入所 100 床 (療養介護・医療型障害児入所施設)  
短期入所 20 床  
通所 (生活介護 20 名)  
相談支援事業 (川崎市委託事業)
- 3 重症児・者福祉医療施設 原 (広島県廿日市市) H19.4.1 開設  
入所 55 床 (療養介護・医療型障害児入所施設)  
短期入所 5 床  
特定・障害児相談支援事業
- 4 堺市立重症心身障害者 (児) 支援センター ベルデさかい  
(大阪府堺市の指定管理者として運営) H24.4.1 開設  
入所 50 床 (療養介護・医療型障害児入所施設)  
短期入所 10 床  
通所 (生活介護 20 名)  
相談支援事業 (堺市委託)

鈴が峰は、在宅移行が困難な超重症児者・準超重症児者を積極的に受け入れ、呼吸器管理等の高度な医療ケアを提供できる施設として、地域の中で機能している。

在宅の重症児者の支援として、平成 12 年 10 月より重心通園 A 型 (15 名定員) を実施し、平成 24 年の法改正により、生活介護と児童発達支援事業へ移行した。送迎バス内でも医療ケアに対応できるよう看護職員を増員し、利用定員を 5 名増やして 20 名とした。高度な医療ケアが必要な地域の超重症児者等が、安心して通所でき、QOL 向上のための個々に応じた療育を提供していく場として今後も支援していきたい。また、家族参加型の行事を開催し、家族間交流ができる機会を年に数回設定している。家族の精神的・身体的負担の軽減という側面からも支援を行ってきたい。

短期入所部門では、年間平均利用者は 3.7 人/日である。超重症児者等の受け入れも行っているが、さらに利用率をあげ、ニーズに応じていくことが課題である。

平成 24 年 4 月より、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所として、計画相談支援への取り組みを開始した。

